

改正後	現行
<p>を準用する。</p> <p>(5) 就労継続支援B型サービス費</p> <p>① (略)</p> <p>② 就労継続支援B型サービス費について</p> <p><u>(一) 就労継続支援B型サービス費の区分について</u></p> <p>就労継続支援B型サービス費については、利用者を通所させて就労継続支援B型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労継続支援B型を提供した場合に、当該指定就労継続支援B型事業所における人員配置及び前年度の平均工賃月額に応じ、算定する。</p> <p><u>ア</u> (略)</p> <p><u>イ</u> (略)</p>	<p>を準用する。</p> <p>(5) 就労継続支援B型サービス費</p> <p>① 就労継続支援B型の対象者について</p> <p>就労継続支援B型については、次の(一)から(三)までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。</p> <p>(一) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者</p> <p>(二) 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者</p> <p>(三) (一)及び(二)のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者</p> <p>② 就労継続支援B型サービス費の<u>区分</u>について</p> <p>就労継続支援B型サービス費については、利用者を通所させて就労継続支援B型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労継続支援B型を提供した場合に、当該指定就労継続支援B型事業所における人員配置に応じ、算定する。</p> <p><u>(一)</u> 就労継続支援B型サービス費(I)については指定就労継続支援B型事業所であって、従業員の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること。</p> <p><u>(二)</u> 就労継続支援B型サービス費(II)については、就労継続支援B型サービス費(I)以外の指定就労継続支援B型事業所であつ</p>

改正後	現行
<p> <u>ウ</u> 基準該当就労継続支援B型サービス費については、社会福祉法及び生活保護法に規定する授産施設（以下「社会事業授産施設等」という。）利用者のうち、社会事業授産施設等に係る事務費の対象とならない障害者を通所させて基準該当就労継続支援B型を提供した場合に算定する。  <u>また、前年度の平均工賃月額を、以下の方法で算出すること。</u>  <u>(ア) 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出する。</u>  <u>ただし、月の途中において、利用開始又は終了した者に関しては、当該月の工賃支払対象者から除外する。また、就労継続支援B型以外の支給決定を受けて複数の日中活動に係る障害福祉サービス（当該就労継続支援B型事業所以外の就労継続支援B型事業所を除く。）を利用している者については、工賃支払い対象者の総数から除外する。</u>  <u>（例：50人定員で、工賃支払い対象者が、4月45人、5月50人、6月48人、7月50人、8月50人、9月50人、10月49人、11月50人、12月45人、1月47人、2月50人、3月50人の場合は、45人+50人+48人+50人+50人+50人+49人+50人+45人+47人+50人+50人=584人となる。）</u>  <u>(イ) 前年度に支払った工賃総額を算出する。</u> </p>	<p>           て、従業者の員数が利用者の数を10で除して得た数以上であること。  <u>(ニ) 基準該当就労継続支援B型サービス費については、社会福祉法及び生活保護法に規定する授産施設（以下「社会事業授産施設等」という。）利用者のうち、社会事業授産施設等に係る事務費の対象とならない障害者を通所させて基準該当就労継続支援B型を提供した場合に算定する。</u> </p>

改正後	現 行
<p><u>ただし、月の途中において、利用開始又は終了した者の当該月の工賃は、工賃総額から除外する。また、就労継続支援B型以外の支給決定を受けて複数の日中活動に係る障害福祉サービス（当該就労継続支援B型事業所以外の就労継続支援B型事業所を除く。）を利用している者に支払った工賃は、工賃総額から除外する。</u></p> <p><u>(ウ) (イ)÷(ア)により1人あたり平均工賃月額（円未満四捨五入）を算出する。</u></p> <p><u>ただし、報酬告示第14の12のイの重度者支援体制加算(I)を算定している場合は、(イ)÷(ア)により算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を、就労継続支援B型サービス費を算定する際の平均工賃月額とすることができる。</u></p> <p><u>なお、原材料費等の高騰により、年間の直接経費に著しい変動があった場合など、同一都道府県内の就労継続支援B型事業所のうち、8割の就労継続支援B型事業所において工賃実績が低下した場合であって、都道府県がやむを得ないと認めた場合は、同一都道府県内全ての事業者について、前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができる。</u></p> <p><u>(二) 指定を受けた日から1年間の就労継続支援B型サービス費の区分について</u></p> <p><u>報酬告示第14の1の注4の2については、新規指定の就労継続支援B型事業所において指定を受けた日から1年間は、平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合として、基本報酬を</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>算定し、年度途中で指定された事業所については、当該年度及び翌年度の1年間は、1日の5千円以上1万円未満の場合として、基本報酬を算定する。</u></p> <p><u>また、指定を受けた日から利用者がいない場合は、利用者を受け入れた日から1年間は、5千円以上1万円未満の場合として、基本報酬を算定し、年度途中で利用者を受け入れた事業所については、当該年度及び翌年度の1年間は、5千円以上1万円未満の場合として、基本報酬を算定する。</u></p> <p><u>ただし、新規に指定を受けた日から6月以上1年未満の間は、指定を受けた日から6月間における平均工賃月額に応じ、基本報酬を算定することができる。</u></p> <p>③ <u>視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて</u> (略)</p> <p>④ <u>就労移行支援体制加算の取扱いについて</u> (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>③ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱い 報酬告示第14の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2の(6)の⑥の規定を準用する。</p> <p>④ 就労移行支援体制加算の取扱い 報酬告示第14の3の就労移行支援体制加算については、3の(4)の③の規定を準用する。</p> <p>⑤ <u>目標工賃達成加算の取扱い</u> <u>報酬告示第14の4の目標工賃達成加算については、次のとおり取り扱うものとする。また、このほか、この加算に関する留意事項については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日付け障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参照されたい。</u></p>

改正後	現 行
	<p>(一) <u>目標工賃の設定及び届出</u></p> <p>ア <u>目標工賃は、時間当たりの工賃、1日当たりの工賃又は1月当たりの工賃の中から実際の工賃支払い方法に応じ選択すること。</u></p> <p>イ <u>目標工賃については、目標工賃達成加算の要件を満たさない額でも設定できること。</u></p> <p>(二) <u>工賃実績報告の提出</u></p> <p><u>目標工賃を設定する前年度の工賃の平均額を、目標工賃の設定に合わせた工賃の支払い体系（時間当たりの工賃、1日当たりの工賃又は1月当たりの工賃）で報告すること。</u></p> <p>(三) <u>申請時期及び申請先</u></p> <p><u>加算に関する申請と同時に、当該年度の目標工賃及び前年度の工賃実績を都道府県知事に提出すること。</u></p> <p>(四) <u>目標工賃達成加算の要件</u></p> <p>ア <u>目標工賃達成加算（I）については、次の（ア）から（エ）までの全てに該当する場合に算定する。</u></p> <p><u>（ア）前年度の工賃実績（※1）が、地域の最低賃金の2分の1（※2）以上であること。</u></p> <p><u>（イ）前年度の工賃実績が目標工賃以上であること。</u></p> <p><u>（ウ）各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成しており、目標工賃達成に向けた業務、作業内容等の見直しなど工賃向上計画に基づく取組を実施していること。</u></p> <p><u>（エ）原則として、前年度の工賃実績が前々年度の工賃実績以</u></p>

改正後	現 行
	<p><u>上であること（経済状況等により低下する場合（※3）を除く。）。</u></p> <p><u>イ 目標工賃達成加算（Ⅱ）については、次の（ア）から（エ）までの全てに該当する場合に算定する。</u></p> <p><u>（ア） 前年度の工賃実績（※1）が、地域の最低賃金の3分の1（※4）以上であること。</u></p> <p><u>（イ） 前年度の工賃実績が目標工賃以上であること。</u></p> <p><u>（ウ） 各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成しており、目標工賃達成に向けた業務、作業内容等の見直しなど工賃向上計画に基づく取組を実施していること。</u></p> <p><u>（エ） 原則として、前年度の工賃実績が前々年度の工賃実績以上であること（経済状況等により低下する場合（※3）を除く。）。</u></p> <p><u>ウ 目標工賃達成加算（Ⅲ）については、次の（ア）から（ウ）までの全てに該当する場合に算定する。</u></p> <p><u>（ア） 前年度の工賃実績が、各都道府県の施設種別平均工賃（※5）以上であること。</u></p> <p><u>（イ） 各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成しており、目標工賃達成に向けた業務、作業内容等の見直しなど工賃向上計画に基づく取組を実施していること。</u></p> <p><u>（ウ） 原則として、前年度の工賃実績が前々年度の工賃実績以上であること（経済状況等により低下する場合（※3）を除く。）。</u></p>

改正後	現 行
	<p>除く。)。。</p> <p>※1 <u>前年度の工賃実績</u></p> <p>(i) <u>前年度の工賃実績に基づくものとする。</u></p> <p>(ii) <u>月の途中において、利用開始又は終了した者の当該月の工賃は、工賃実績から除外する。</u></p> <p>※2 (i) <u>時間当たりの工賃の場合</u>  <u>前年度の工賃実績が各都道府県の最低賃金の2分の1</u>  <u>(円未満四捨五入) 以上</u></p> <p>(ii) <u>1日当たり及び1月当たりの工賃の場合</u>  <u>平成19年4月2日付け障障発第0402001号厚生労働省</u>  <u>社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における</u>  <u>留意事項について」に定める「事業所毎の平均工賃(賃</u>  <u>金)の算定方法(事業所から各都道府県(指定都市にあ</u>  <u>っては都道府県及び指定都市、中核市にあっては都道府</u>  <u>県及び中核市)への報告)」に従い算出した時給額(以</u>  <u>下「算出時給額」という。)が、前年度の各都道府県の</u>  <u>最低賃金の2分の1以上</u></p> <p>※3 <u>同一都道府県内の就労継続支援B型事業所のうち、8割の</u>  <u>就労継続支援B型事業所において工賃実績が低下した場合は、</u>  <u>同一都道府県内全ての事業者についてこの規定は適用し</u>  <u>ない。また、以下の(i)又は(ii)のいずれかに該当する</u>  <u>ものとして都道府県がやむを得ないと認めた場合は、この規</u>  <u>定を適用しない。</u></p>

改正後	現 行
	<p>(i) <u>個別の事業者にとって、原材料費等の高騰により、年間の直接経費に著しい変動があった場合</u></p> <p>(ii) <u>個別の事業者にとって、特別な事情により前々年度の工賃実績が大幅に増加した場合であって、前年度の工賃実績が当該前々年度の工賃実績を下回った場合。ただし、この場合であっても、特別な事情により工賃実績が大幅に増加した年度の前年度の工賃実績以上であること。</u></p> <p>※4 (i) <u>時間当たりの工賃の場合</u>  <u>前年度の工賃実績が各都道府県の最低賃金の3分の1（円未満四捨五入）以上</u></p> <p>(ii) <u>1日当たり及び1月当たりの工賃の場合</u>  <u>算出時給額が、前年度の各都道府県の最低賃金の3分の1以上</u></p> <p>※5 <u>各都道府県の施設種別平均工賃</u></p> <p>(i) <u>施設種別平均工賃の算出に当たっては、都道府県内の工賃実績が上位 25%の事業所及び下位 25%の事業所を除いて算出するものとする。</u></p> <p>(ii) <u>前年度の年度途中で就労移行支援事業所等から就労継続支援B型事業所へ移行した場合、前年度の当初において該当する施設種別での工賃実績と移行後の工賃実績を合算して算出し、上記（i）の施設種別平均工賃と比較すること。</u></p> <p>(iii) <u>各都道府県の施設種別平均工賃は前年度のものを使用すること。</u></p>



改正後	現 行
<p>⑤ 初期加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の <u>4</u> の初期加算については、2 の (6) の⑦の規定を準用する。</p> <p>⑥ 訪問支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の <u>5</u> の訪問支援特別加算については、2 の (6) の⑧の規定を準用する。</p> <p>⑦ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の <u>6</u> の利用者負担上限額管理加算については、2 の (1) の⑱の規定を準用する。</p> <p>⑧ 食事提供体制加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の <u>7</u> の食事提供体制加算については、2 の (6) の⑬の規定を準用する。</p> <p>⑨ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の <u>8</u> の福祉専門職員配置等加算については、2 の (5) の④の規定を準用する。</p> <p>⑩ 欠席時対応加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の <u>9</u> の欠席時対応加算については、2 の (6) の⑨の規定を準用する。</p> <p>⑪ 医療連携体制加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の <u>10</u> の医療連携体制加算については、2 の (7) の⑮の (-) の規定を準用する。</p> <p>⑫ 施設外就労加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の <u>11</u> の施設外就労加算については、3 の (4) の⑩の規定を準用する。</p>	<p>⑥ 初期加算の取扱い 報酬告示第 14 の <u>5</u> の初期加算については、2 の (6) の⑦の規定を準用する。</p> <p>⑦ 訪問支援特別加算の取扱い 報酬告示第 14 の <u>6</u> の訪問支援特別加算については、2 の (6) の⑧の規定を準用する。</p> <p>⑧ 利用者負担上限額管理加算の取扱い 報酬告示第 14 の <u>7</u> の利用者負担上限額管理加算については、2 の (1) の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑨ 食事提供体制加算の取扱い 報酬告示第 14 の <u>8</u> の食事提供体制加算については、2 の (6) の⑫の規定を準用する。</p> <p>⑩ 福祉専門職員配置等加算の取扱い 報酬告示第 14 の <u>9</u> の福祉専門職員配置等加算については、2 の (5) の④の規定を準用する。</p> <p>⑪ 欠席時対応加算の取扱い 報酬告示第 14 の <u>10</u> の欠席時対応加算については、2 の (6) の⑨の規定を準用する。</p> <p>⑫ 医療連携体制加算の取扱い 報酬告示第 14 の <u>11</u> の医療連携体制加算については、2 の (7) の⑧の規定を準用する。</p> <p>⑬ 施設外就労加算の取扱い 報酬告示第 14 の <u>12</u> の施設外就労加算については、3 の (4) の⑪の規定を準用する。</p>

改正後	現 行
<p>⑬ 重度者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 12 の重度者支援体制加算については、3 の (4) の⑫の規定を準用する。</p> <p>⑭ 目標工賃達成指導員配置加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 13 の目標工賃達成指導員配置加算については、就労継続支援 B 型サービス費 (I) を算定する指定就労継続支援 B 型において、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で 1 人以上配置し、当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が利用者の数を 6 で除して得た数以上である場合に、加算する。</p> <p>⑮ 送迎加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 14 の送迎加算については、2 の (6) の⑮の(-)から(五)までの規定を準用する。</p> <p>⑯ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 15 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の (6) の⑯の規定を準用する。</p> <p>⑰ 在宅時生活支援サービス加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 16 の在宅時生活支援サービス加算については、3 の (3) の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑱ 社会生活支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 16 の 2 の社会生活支援特別加算については、3 の (1) の⑱の規定を準用する。</p> <p>⑲ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 17 及び 18 の福祉・介護職員処遇改善加算及び</p>	<p>⑭ 重度者支援体制加算の取扱い 報酬告示第 14 の 13 の重度者支援体制加算については、3 の (4) の⑫の規定を準用する。</p> <p>⑮ 目標工賃達成指導員配置加算の取扱い 報酬告示第 14 の 14 の目標工賃達成指導員配置加算については、就労継続支援 B 型サービス費 (I) を算定する指定就労継続支援 B 型において、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で 1 人以上配置し、当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が利用者の数を 6 で除して得た数以上である場合に、加算する。</p> <p>⑯ 送迎加算の取扱い 報酬告示第 14 の 15 の送迎加算については、2 の (6) の⑭の(-)から(四)までの規定を準用する。</p> <p>⑰ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱い 報酬告示第 14 の 16 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の (5) の⑰の規定を準用する。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>⑱ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い 報酬告示第 14 の 17 及び 18 の福祉・介護職員処遇改善加算及び</p>

改正後	現 行
<p>福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑳の規定を準用する。</p> <p>(6) <u>就労定着支援サービス費</u></p> <p>① <u>就労定着支援の対象者について</u></p> <p><u>就労定着支援については、報酬告示第14の2の1の注1に規定する生活介護等を受けて通常の事業所（就労継続支援A型事業所は除く。）に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者が対象となる。この場合、例えば、平成30年4月1日に就職した者は、平成30年9月31日に6月に達した者となることから、平成30年10月1日から就労定着支援を利用できるようになることが必要となる。</u></p> <p><u>なお、就労定着支援の指定を新たに受けた事業所においては、一体的に運営する指定生活介護、指定自立訓練、指定就労移行支援又は指定就労継続支援（以下「指定就労移行支援等」という。）を受けた後に就労し、就労を継続している期間が6月以上42月未満の障害者が利用対象者となるが、その場合の就労定着支援の利用期間は42月から就労を継続している期間を除いた期間とする。</u></p> <p>② <u>就労定着支援サービス費について</u></p> <p>(-) <u>就労定着支援サービス費の区分について</u></p> <p><u>就労定着支援サービス費については、生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者に対して、月1回以上の対面による支援を行った場合に、当該指定就労定着支援事業所における利用者数及び</u></p>	<p>福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の㉑の規定を準用する。</p> <p>(新設)</p>